

令和4年度

旧車両管理事務所・東清掃事務所
土壤汚染状況調査業務（表土調査）

仕 様 書

札幌市環境局

1 業務の目的

旧車両管理事務所及び東清掃事務所について、土壤汚染対策法に定める調査として、既に行われている地歴調査の結果に基づき土壤汚染状況調査（試料調査）を実施し、土壤汚染の有無とその状況について把握することを目的とする。

2 業務の名称

令和4年度 旧車両管理事務所・東清掃事務所土壤汚染状況調査業務（表土調査）

3 業務の場所

旧車両管理事務所 札幌市東区丘珠町 873-3 11,849 m²

東清掃事務所 札幌市東区丘珠町 873-1 15,360 m²のうち一部

※詳細は別添1、2図面のとおり

4 業務の期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

5 業務の内容

(1) 位置測量

試料採取等を行う区画について、土壤汚染対策法に基づき単位区画及び30m格子を設定する。

(2) 土壤試料採取及び埋戻し 107箇所（別添3参照）

採取は表層（地表から深さ5cmまで）の土壤と、深さ5cm～50cmまでの土壤を各々採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。

(3) 土壤試料採取及びボーリング孔閉塞 29箇所（別添4参照）

採取深度1.0m～2.3m、オールコアボーリングφ86mm（粘性土）、試料採取後はボーリング孔を閉塞する。

(4) 土壤ガス試料採取（捕集バック法） 47箇所（別添3参照）

地表から深度0.8m～1mの土壤ガスを採取する。

(5) 舗装掘削（表層部のコアリング） 8箇所（別添3参照）

土壤試料採取にあたり、地表面がコンクリート等で被覆されている箇所について、コンクリートカッター等を用いて削孔する。

(6) 土壤ガス現地分析（GC-PID分析）

採取した土壤ガスに含まれる、地歴調査にて試料採取の対象と判断された第1種特定有害物質（別添3参照）について分析する。

(7) 土壤分析（検体数）

- ・溶出量試験 カドミウム（54）、六価クロム（54）、シアン（54）、水銀（54）、セレン（54）、鉛（55）、砒素（54）、PCB（54）
- ・含有量試験 カドミウム（54）、六価クロム（54）、シアン（54）、水銀（54）、セレン（54）、鉛（55）、砒素（54）

(8) その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所等の詳細については、協議の上決定すること。

なお、試料採取数及び分析検体数は、位置測量の結果に応じ単位区画及び 30m 格子の再設定を行った場合は、適切な数量に再設定すること。

6 業務管理

- (1) 委託者（以下「甲」という。）との打合せは業務着手前、中間、業務着手後に行うものとする。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、業務計画書・業務日程表を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、主任技術者に土壤汚染調査技術管理者の資格保有者を設置しなければならない。
- (4) 乙は、主任技術者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。
- (5) 本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。

7 安全の確保

業務の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、乙は事故に対する一切の責任を負うこと。

8 資料の貸与

- (1) 甲は、乙から依頼があった場合には、仕様書に定められた図面及びその関係資料等を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された図面及び関係資料を成果品の納入時まで返還しなければならない。

【貸出資料】

・旧車両管理事務所・東清掃事務所地歴調査業務 報告書

9 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書・業務日程表
- (3) 主任技術者等指定通知書、資格保有者であることを証明できる書類
- (4) 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品（調査報告書）
- (7) 請求書

10 成果品

- (1) 調査報告書 A4判 3部
- (2) 調査方法、調査内容、調査結果を整理し作成すること。
- (3) 土壌汚染対策法第14条に基づき指定の申請を行うことを想定し、内容等を整理すること。

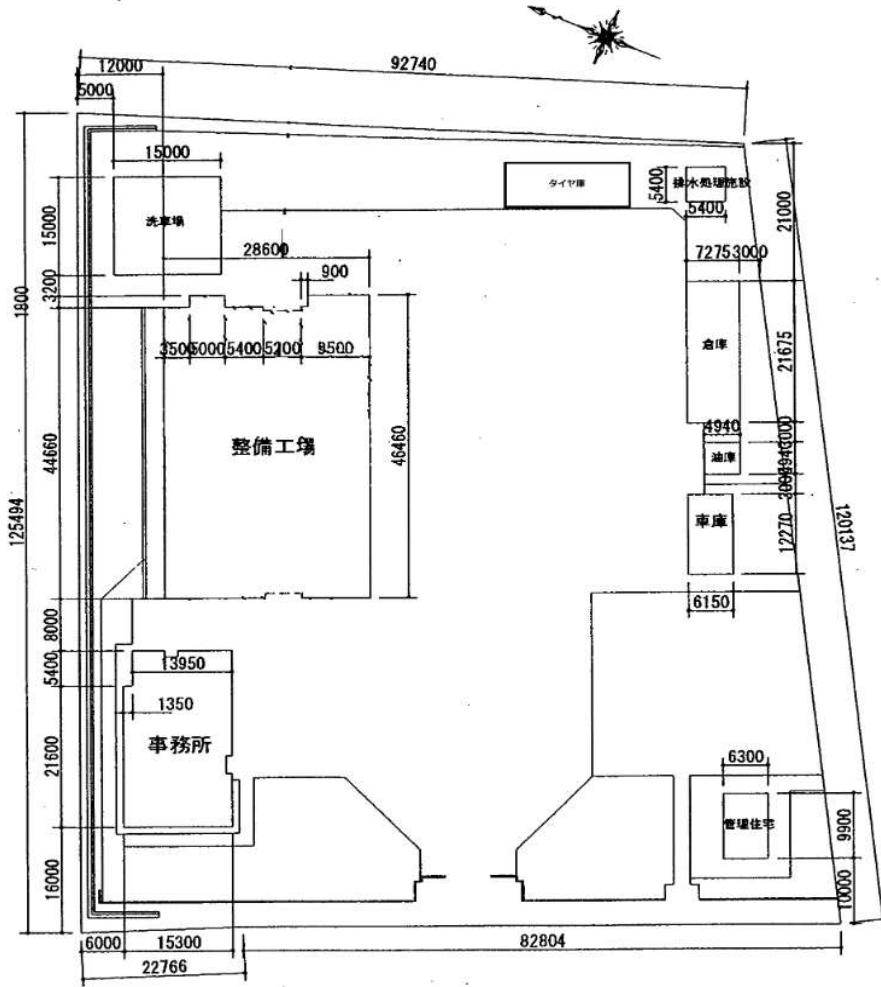
11 検査

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

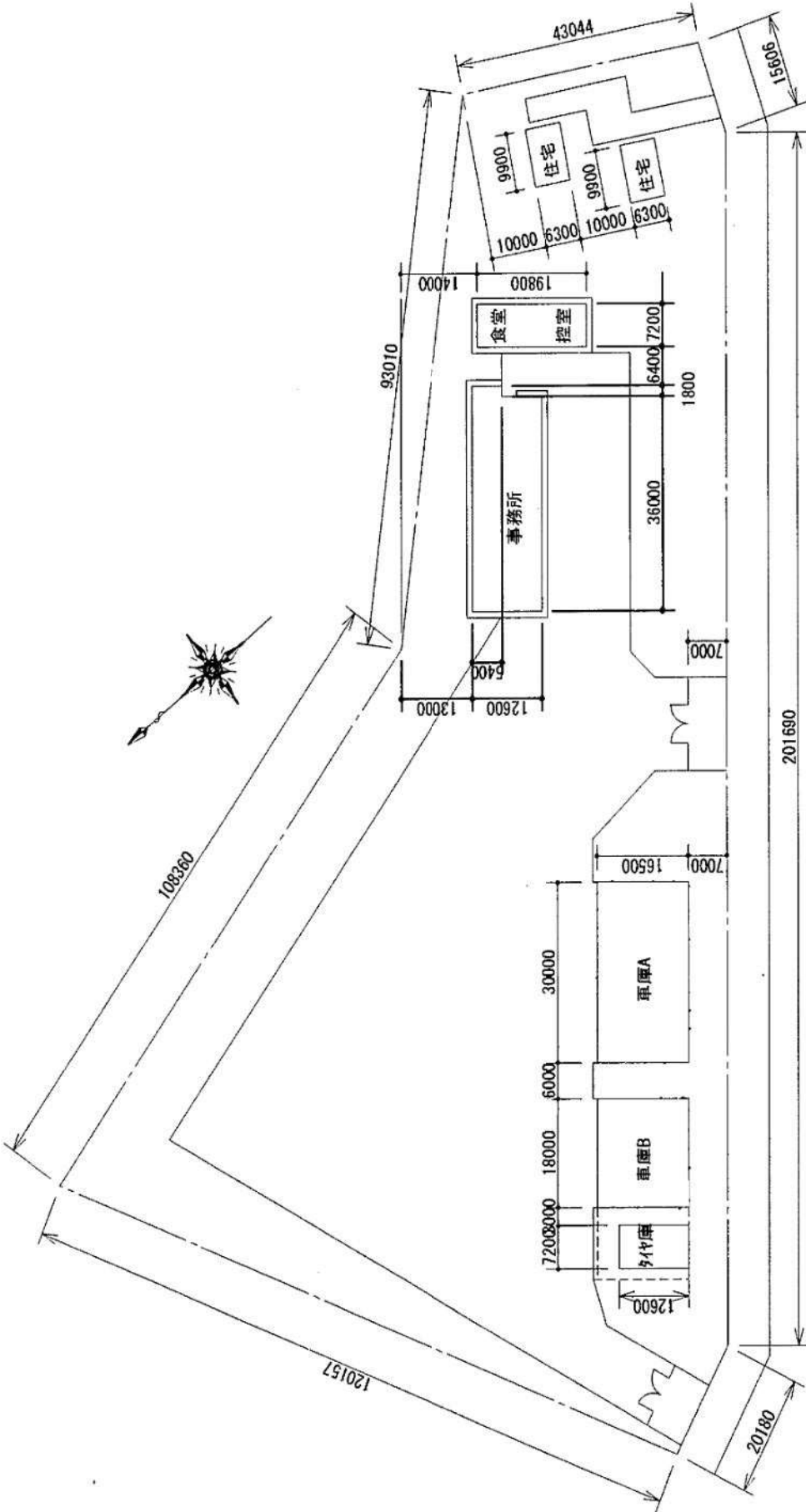
なお、納品後に成果品の記入もれ、不備または誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

12 その他

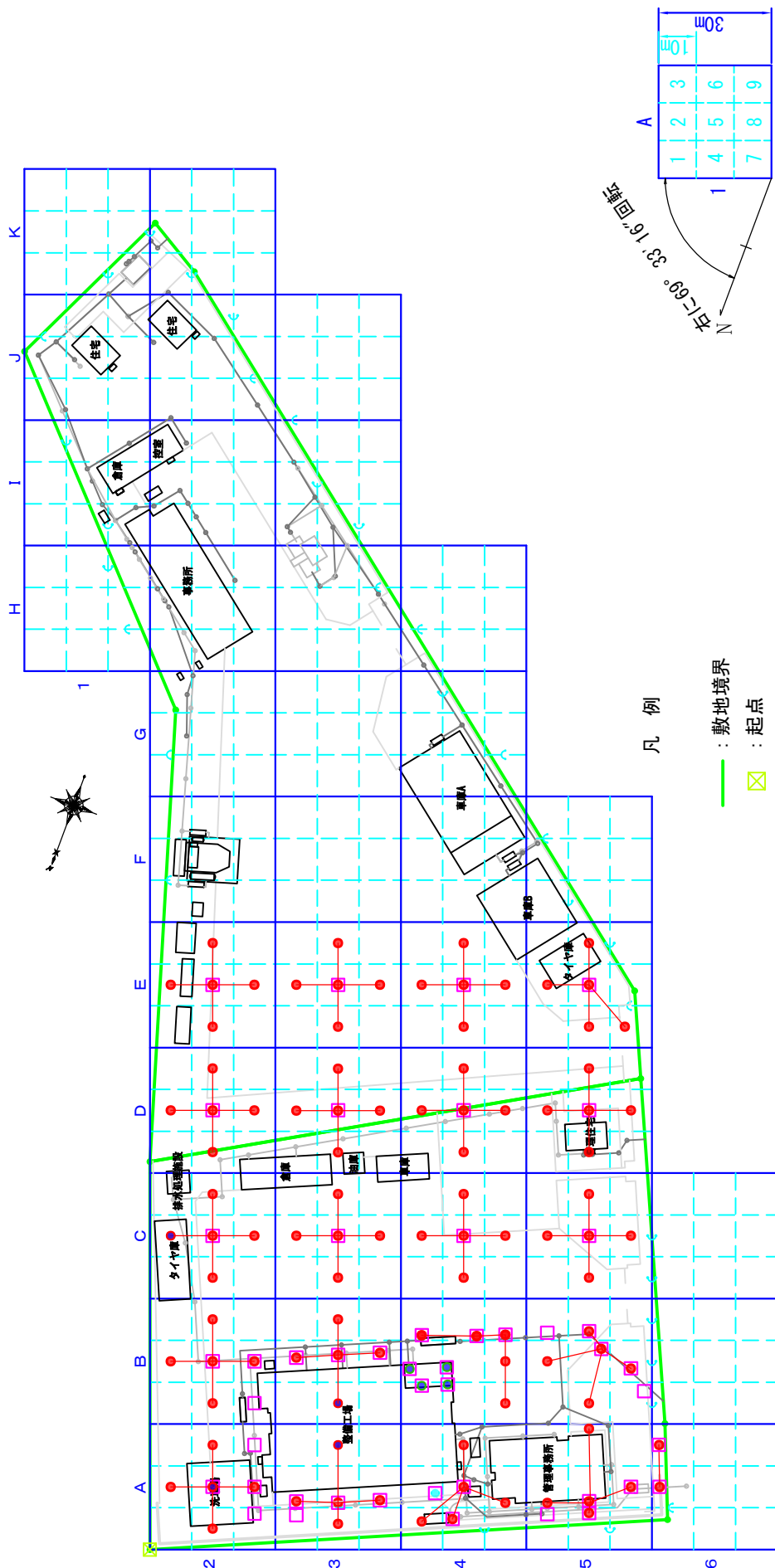
- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、乙の責任において行うものとする。
- (3) 乙は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行うこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合は、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。



車両管理事務配置図 1 : 1000

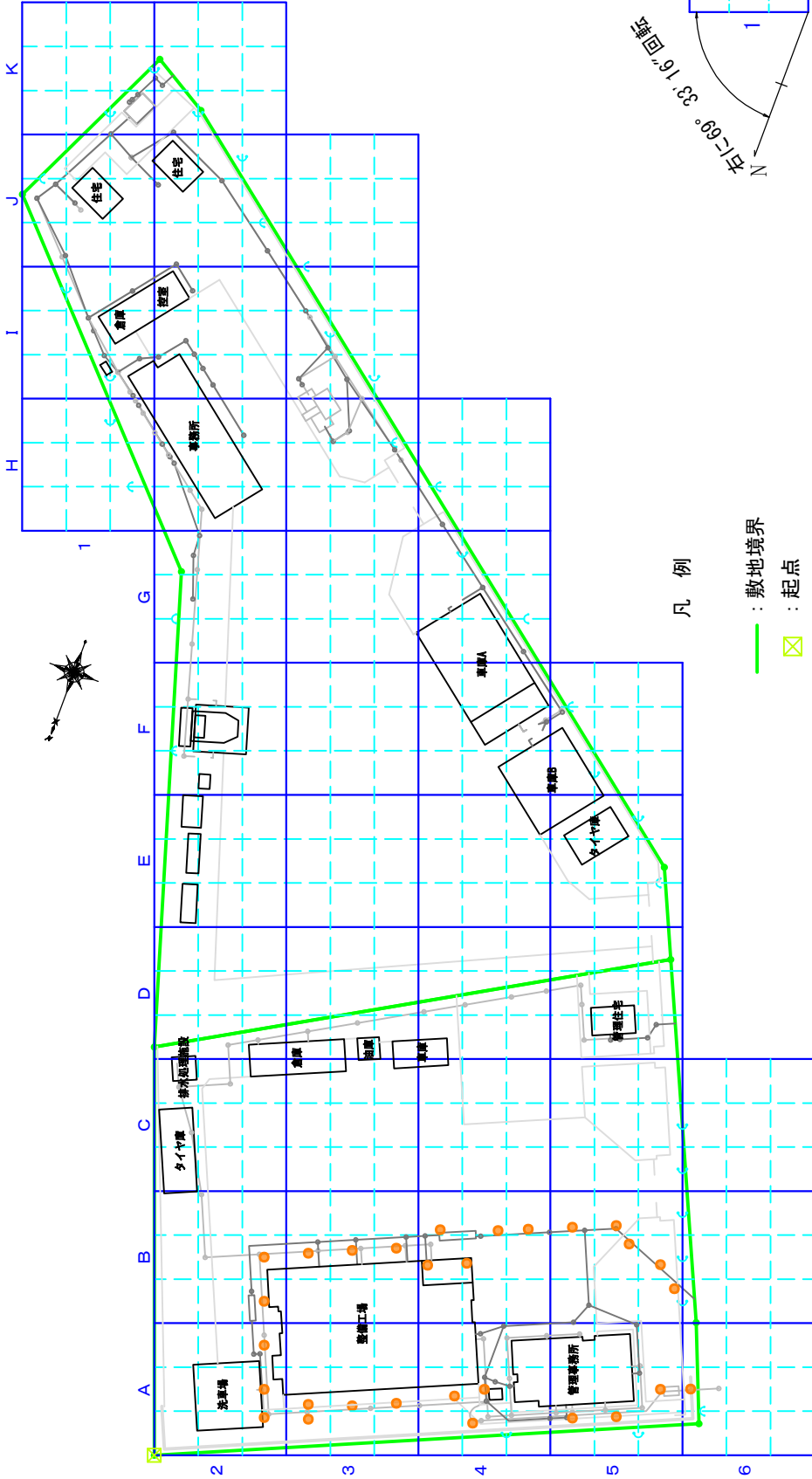


東清掃事務配置図 1 : 1 2 0 0



凡例

- : 敷地境界
- : 起点
- ↻ : 統合区画
- : 旧排水管
- : 新排水管
- : 土壌ガス調査 47地点 47検体
対象物質：1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン 3物質
- : 表土調査 (複数地点混合分析) 102地点 21検体
対象物質：カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、POB 8物質
- : 表土調査 (単独地点分析) 掘削深度：地表-0.5m 4地点 4検体
対象物質：カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、POB 8物質
- : 表土調査 (単独地点分析) 掘削深度：地表-0.5m 1地点 1検体
対象物質：鉛 1物質
- : 表土調査時コア抜き必要箇所 8地点



凡例

- : 敷地境界
- ⊠ : 起点
- : 統合区画
- : 旧排水管
- : 新排水管
- : 表土調査 (単独地点分析) 掘削深度 : 排管底面-0.5m (GL-1.0~2.3m) 29地点 29検体
対象物質 : カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、POB 8物質

